

暴力行為の未然防止について

No. 16

平成9年7月 広島県教育委員会

1 暴力行為の実態

(1) 少年による凶悪・粗暴な問題行動の罪種別・年次別状況 (警察庁、広島県警察本部資料による)

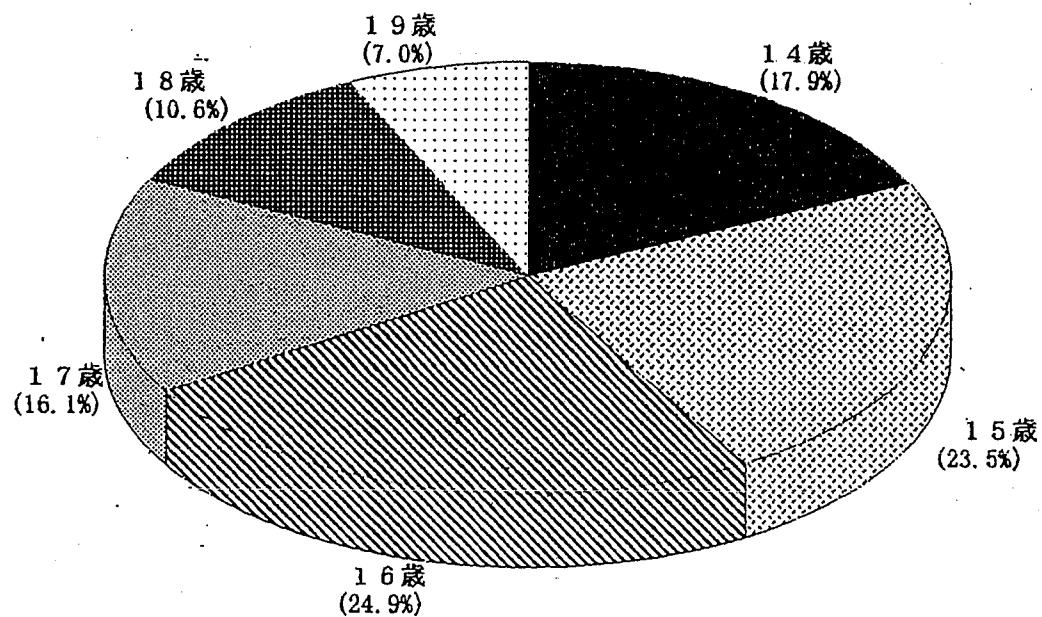
	年	平成元	2	3	4	5	6	7	8
廣 島 縣	殺人	3	1	4	1	4	0	3	3
	強盗	7	10	16	31	18	25	31	25
	暴行	97	102	84	88	82	70	35	55
	傷害	282	267	271	275	224	213	245	210
	脅迫	10	1	2	3	8	1	1	5
	恐喝	179	169	124	166	154	168	208	266
	その他	23	24	43	23	15	19	4	12
	総数	601	574	544	587	505	496	527	576
全 国	少年の占める割合	45.0	45.2	42.9	46.1	41.5	38.3	44.4	45.7
	総数	21,271	19,696	18,136	17,989	17,954	17,742	18,302	18,514
全 国	少年の占める割合	41.2	40.5	40.2	39.9	39.4	39.1	41.4	42.1

注 「少年」とは20歳未満の者を指す。 「少年の占める割合」は、成人を含めた総数に占める少年の割合を%で示す。

「その他」は、「放火」「凶器準備集合」を含めた数字である。

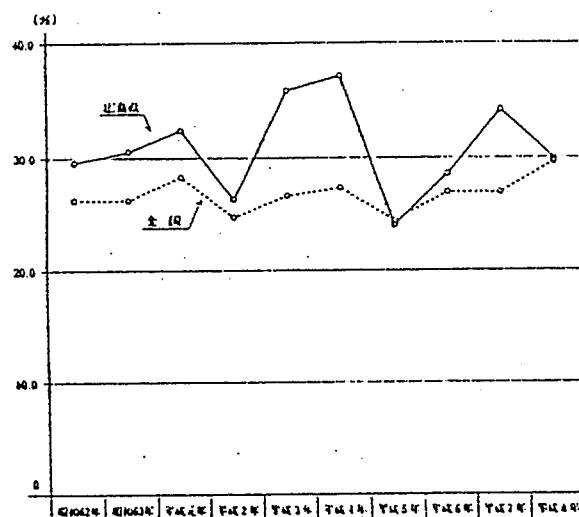
(2) 全国の平成8年刑法犯少年の年齢別構成

(警察庁、広島県警察本部資料による)

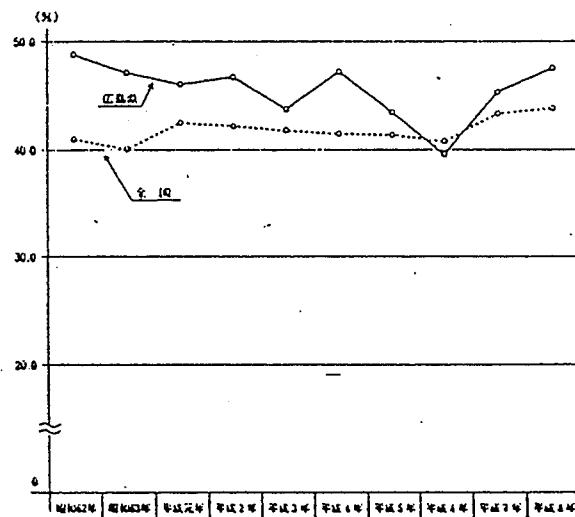


(3) 刑法犯に占める少年の割合の年次別推移（全国・広島県）（警察庁、広島県警察本部資料による）

「殺人」「強盗」等の問題行動



「暴行」「傷害」等の問題行動



2 暴力行為の社会的背景・要因

(1) 人間関係の希薄化

都市化がすすみ、地域の連帯意識が希薄になっているとともに、子どもが生活体験や感動体験を得る場が少なくなり、身体的、集団的、創造的な遊びが少なくなっている。

(2) 社会規範に対する意識の変化

物質的繁栄を背景とした「物」中心の考え方や価値観の多様化などにより、社会規範の順守に対する意識が低下するとともに、知識偏重の教育觀が強くなり、人間性の涵養の意識が薄くなっている。

(3) 情報化社会の弊害

「暴力性」あるいは「残虐性」を売り物にするテレビやアニメの影響を受け、「暴力」が遊び感覚でとらえられ、「暴力は絶対に許さない」という意識が弱まっている。

(4) 自己コントロール能力の低下

物質的豊かさの向上により、我慢することを体験することが少なく、また、家庭における過保護・放任・溺愛等の教育態度により、子どもたちに忍耐力や自制心が十分に育っていない。

(5) 教育の問題

学校が急激な社会の変化に対応した柔軟なものになっていない。また、学歴偏重、偏差値重視の大人口社会の価値観を変え、一人一人の個性を尊重し生かす教育への改革が十分でない。

3 指導の基本的視点

前述のように、児童生徒をとりまく社会環境は大変厳しいものがあります。

次の基本的視点から、学校、家庭、地域が一体となって、自己実現ができるよう子どもを指導・援助することが重要です。

(1) 家庭における自己存在感の育成

子どもたちが、温かい人間関係を通じて最善の判断、生活習慣を培うのは家庭であることを訴えていかなければなりません。学校の役割と家庭の役割を明確にして、家庭の教育力を高めるための意識改革の大切さを訴えていくとともに、支援していくことが重要です。

また、家庭が何でも話し合える場となり、子どもたちが家庭の中で役割をもち、子ども自身が必要とされているという自己存在感がもてるようにすることの大切さについて理解を図ることが重要です。

(2) 地域における生活体験、社会体験、自然体験の実施

すべての大人が、子どもの健全な育成を願い、問題行動に対して見て見ぬ振りをするのではなく、他人の子どもも「悪いことは悪い」と毅然とした態度で注意するなど、地域の子どもは地域で育てるという意識の形成が必要です。

また、地域でのPTA活動、青少年団体、スポーツ団体、関係団体等と連携しながら、子どもたちに生活体験、社会体験、自然体験を通して、豊かな人間関係とともに自己実現できる力を育てることが重要です。

(3) 学校における生きる力の育成と毅然とした指導

生涯学習の基礎の場として、「学ぶことを学ぶ」（学ぶ方法を学ぶ）を基本に、主体的な思考力、課題解決能力が育つように、一人一人の児童生徒にあった指導を充実させる必要があります。また、こうした学習の基盤には、豊かな心、他人のいたみがわかる心、感動する心などの育成が必要です。

(4) 学校における教育活動の充実

それぞれの学校における教育活動について、次の観点から点検し、さらに充実させることが大切です。

- ① すべての教育活動をとおして、いのちの尊さと人権尊重の大切さが学ばれているか。
- ② 児童生徒が学校の中で存在感、充実感をもって生活しているか。
- ③ 児童生徒に仲間意識が培われており、互いに尊重し合い高め合う集団として機能しているか。
- ④ 体罰を容認したり、体罰に依存した指導が行われ、「目的のためには暴力も許される」との意識を形成していないか。
- ⑤ 暴力行為は人間として絶対に許されないことを、繰り返し児童生徒に訴えているか。
- ⑥ 教職員と児童生徒とのふれあいの機会がもて、尊敬と信頼の人間関係が育っているか。
- ⑦ 教職員の生徒指導に対する共通理解がとれ、生徒指導態勢が確立し、学校生活や社会生活のきまりを守る指導が十分行われているか。
- ⑧ 家庭との連携が十分行われており、児童生徒の生活実態などについて日常的に把握が行われているか。

4 緊急に取り組むべきこと

児童生徒をとりまく今日的状況をふまえ、各学校の教育実践の点検を行ったうえで、次の点について緊急な取り組みをしてください。

(1) 児童生徒理解の推進

- ・児童生徒の出欠席、遅刻、早退、授業の状況等を把握し、小さな変化についても見逃さないように努めること。
- ・児童生徒をいろいろな角度からとらえ、一人一人のよさをのばす取組みを進めること。
- ・児童生徒が悩んでいること、困っていることを気軽に相談できるよう教育相談態勢を確立すること。

(2) 一人一人を大切にする学校づくり

- ・あらゆる教育活動をとおして、いのちの大切さを訴え、人権尊重の教育を推進すること。
- ・児童生徒一人一人が自己存在感、充実感を味わえる学校づくりに努めること。
- ・体罰をなくし、暴力を許さない学校づくりを進めること。
- ・体験活動を取り入れた学習や問題解決型の学習をすすめるなど、わかる授業、児童生徒の実態にあった授業づくりを行うこと。
- ・児童会・生徒会活動を活性化し、文化祭、体育祭等を通してすべての児童生徒が活躍できる場をつくること。
- ・地域、児童生徒の実態に応じて校則の見直しを図ること。

(3) 生徒指導態勢の確立

- ・暴力をはじめ問題行動に対しては毅然とした姿勢でのぞむとともに、児童生徒一人一人の実態にあった指導を行うこと。
- ・暴力は絶対に許さないことを、全体会、学年会等を通じて、繰り返し訴えること。
- ・問題行動に即応するため、情報を中心とした生徒指導態勢の確立を図ること。また、場合によっては関係機関との連携をすみやかに行うこと。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携強化

- ・学校教育目標、教務内規、校則等を、懇談会などを通して、保護者に説明し理解と協力を求めること。
- ・生徒指導、学習指導及び進路指導などについて、日常的に小・中・高等学校間で緊密な連携を図ること。
- ・必要に応じて関係機関等と連携し、問題行動の未然防止に努めること。